

委員会提出議案第 5 号

保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月25日 提出

提 出 者

境港市議会

経済厚生委員会委員長 吉 井 巧

保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書

保育所は、子育てを支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るために不可欠な社会的資源になっている。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、職員の負担増が深刻になっている。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

国は2024年4月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改定し、4・5歳児25人に対し保育士1人、3歳児15人に対し保育士1人としたが、期限の定めのない経過措置が設けられている。また、1歳児の配置基準引き上げ（5対1）については法令改定されず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されている。

すべての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件をなくした上で法令改定により基準を引き上げること、3歳児、4・5歳児は経過措置を撤廃すること、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに対して丁寧な関わりを保障するために、すべての年齢で基準をさらに改善することが保育現場と保護者の切なる願いである。

この内容を踏まえ、国におかれては、保育士配置の基準引上げの早期改善実施とさらなる改善を実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

委員会提出議案第 6 号

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の
継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月25日 提出

提 出 者

境港市議会

経済厚生委員会委員長 吉 井 巧

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の 継続を求める意見書

今日、子育て支援の強化が叫ばれているが、その担い手となる保育士の確保が非常に困難になっている。保育士不足は全国的に深刻であり、その処遇の改善が急務となっている。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて保育士等の職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。現在、同制度における保育所等の退職手当支給財源の負担役割は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人の負担とされているが、公費助成の在り方については、2025年度予算案において公費助成を継続しつつ、さらなる検討を加え、2026年度までに結論を出すこととされている。

国においても、こども・子育て支援加速化プランなどにおいて、保育士等の処遇改善が進められている。今後、多くの保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定的に良質な保育を提供していくためには、公費助成は不可欠である。

よって、国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。